

総合科学技術会議
第46回生命倫理専門調査会議事概要（案）

日時：平成19年10月31日（水）10：00～12：05
場所：中央合同庁舎4号館 共用第4特別会議室（4階）

出席者：（委員）薬師寺泰蔵、相澤益男、奥村直樹、原山優子、
本庶佑総合科学技術会議議員
石井美智子、小倉淳郎、高木美也子、高坂新一、
武部俊一、田村京子、知野恵子、樋口範雄、武藤香織、
森崎隆幸専門委員

招聘者：秋葉悦子富山大学経済学部経営法学科教授

文部科学省：研究振興局 長野裕子生命倫理・安全対策室安全対策官

厚生労働省：雇用均等・児童家庭局 小林秀幸母子保健課課長補佐

大臣官房厚生科学課 坂本純研究企画官

事務局：大江田憲治審議官、重藤和弘参事官、三宅真二参事官他

議事：1. 開 会
議 題
海外における生命倫理の現状
2. 閉 会

（配布資料）

資料1 総合科学技術会議 第45回生命倫理専門調査会議事概要（案）

資料2 初期のヒト胚の研究利用に関するカトリック《人格主義》生命倫理学

受精時からの人間の尊厳と基本的人権の保護

資料3 国際機関での生命倫理を巡る動き

ユネスコ「生命倫理と人権に関する世界宣言」と「同意」に関する報告

議事概要：

（薬師寺会長）おはようございます。

お忙しいところありがとうございました。

定刻の時間になりましたので、46回になりますけれども、生命倫理専門調

査会を開催したいと思ひます。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、事務局から資料の確認をさせますので、事務局よろしくお願ひいたします。

(三宅参事官) それでは、資料の確認をさせていただきます。

クリップでとめてありますものを外していただきますと、一番最初に議事次第と配布資料一覧がございます。

その次開いていただきますと、資料1でございますけれども、先ほど申し上げましたように、最初お配りしたものが両面印刷を1ページ置きに印刷してしまつたものを、今、差しかえ中でございますけれども、先生方につきましてはもう差しかえさせていただきました。それから議事録のご確認については、電子ファイルでお送りしておりますので、一応見ていただけたということになると思ひますが、これが資料1、前回の議事概要でございます。

それから資料2がパワーポイントの青字の表紙のもので「初期のヒト胚の研究利用に関するカトリック《人格主義》生命倫理学」、副題が「受精時からの人間の尊厳と基本的人権の保護」という形の秋葉先生の資料でございます。

それから資料3でございますが、「国際機関での生命倫理をめぐる動き ユネスコ「生命倫理と人権に関する世界宣言」と「同意」に関する報告書」という形で、森崎先生の資料でございます。

それから森崎先生のご講演で直接はお使いにならないということでございますけれども、参考資料といたしまして、番号はつけてございませんが、日本語の資料が2つ、「IBCについて」というのと、「生命倫理宣言(和訳)」というものがございます。それから人権宣言の英文の原文のもの、それからコンセントについてのレポートの原文のものが参考ということで一番後ろの方にとじてございます。以上でございます。

(薬師寺会長) よろしゅうございますでしょうか。それぞれ先生方、不足があったら事務局の方に差しかえさせますので、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは議事を進めさせていただきたいと思ひます。

その前に、前回の45回の議事概要でございますが、確認したいと思ひます。各委員のご発言の部分については、事前に送付してご確認をいただいております。

それでは、ご承認いただいてよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。

今回は、海外における生命倫理の現状について、お二人の先生にお話をいただくようになっております。

最初は、初期のヒト胚の研究利用に関するカトリック《人格主義》生命倫理学について、富山大学の秋葉先生からご説明をいただきたいというふうに思います。

その後は、森崎先生にお願いをするというふうになっております。

それでは、秋葉先生よろしくお願ひいたします。

(三宅参事官) それでは、講演のご準備の間にちょっと講師の秋葉先生についてご紹介させていただきます。

富山大学経済学部教授の秋葉先生でいらっしゃいます。1981年に上智大学の法学部をご卒業になられまして、それから法律事務所勤務を経まして上智大学の大学院を卒業され、それから上智大学の助手、それから国立精神神経センターの研究者、それから富山大学に移られまして2005年の12月より現職についていらっしゃいます。

では、秋葉先生よろしくお願ひいたします。

(秋葉先生) ご紹介いただきました秋葉でございます。

刑法学が専門ですが、尊厳死とか医療に関する法律をずっと勉強しております、ドイツとかフランスのことを調べてまいりますと、必ず最後はキリスト教の倫理に行き当たります。その辺を調べてみようと思って、富山に参りまして12年ほど前に在外研究の機会がございました。このときに、ヴァチカンに生命アカデミーというものができて活動を開始しておりました。各国から研究者が参加していて、法律学への展開のところまで議論が進んでおりましたので、その文献も豊富にありましたので、以後、研究を続けて、何か深みにはまって、カトリックの生命倫理を体系的に研究しております。

2005年から生命アカデミーの客員会員にも入れていただきまして、紹介する本も出ささせていただきました。きょうは、その「ヴァチカン・アカデミーの生命倫理」という本と、その後の議論もフォローしておりますので、最新のヴァチカンの生命アカデミーの活動と文献を中心にご紹介させていただきます。

きょうの話の順番ですが、人格主義の生命倫理学の概要と、ヒト胚の倫理的地位について最初にお話をいたします。次に、これに関する反論がいろんなところから出ておりますので、その別な考え方に対するカトリックの側からの人格主義の立場からのそれに対する反論、そして最後に科学者の中で人格主義の生命倫理が浸透している状況と、そして代替策、ヒト胚の尊厳を守りつつどのように研究を進めていくかという、その代替策が出ておりますので、その順番でお話をさせていただきます。

まず、人格主義生命倫理学というものがどういうものなのか、その概要とヒ

ト胚の倫理的地位についてお話をいたします。

(パワーポイント3)

人格主義の生命倫理学というのは多分聞きなれない言葉と思いますが、日本では右側の個人主義生命倫理学が大体欧米の生命倫理として一くくりで紹介されています。1970年にポッターという腫瘍学者が、初めて「バイオエシックス」という言葉を使ったというふうに言われていて、私が研究を始めるときも、70年代から始まった新しい学問がバイオエシックスであって、それを主導しているのは、ヘイスティングス・センターとか、ケネディ研究所が71年にできますが、ジョージタウン大学のケネディ研究所に私も研究に行こうと思っておりました。

しかし、実質的な内容というのは、ヒポクラテス以来紀元前からあって、医倫理とかそういう形で受け継がれてきて、それを主に主導してきたのがカトリックの——カトリックだけではないんですが——キリスト教の倫理神学、神学の一分野として倫理学が発達してまいりました。したがって、70年代というのは生命倫理の新しい思潮が起こってきた、ある意味で新しい段階だったので、その前がゼロだったわけではないのです。

そして、生命倫理学は、現在、大体2つに大きく分けられるだろうと。左側が保守的な伝統的な立場でございます。そして、右側がリベラルな立場です。リベラルな個人主義生命倫理学、日本でも個人主義というのは戦後とても大切な原則になりましたので、ほとんどこれ一色、紹介するものも文献も多うございますが、これが欧米の倫理学として日本で、ほとんど右側の個人主義生命倫理学が入ってきたと思います。

最高原理は個人の自由。それから自己決定権は、もうキーワードのようになっていますが、あとは幸福追求権。そして、そのもとになったのはアメリカ建国の思想です。ジョン・ロックの政治思想、自由の権利をととても大事にする。そして人間にとっての価値、幸福追求などを大事にします。人間にとっての価値が何かということを常に考えていきます。功利主義的な考え方。そしてジョン・ロックの考え方は、後でまた出てきますが、経験主義。そして創始者はフレッチャーとか、あとはプロテスタントのリベラルな神学者、カトリック神学者の中でもリベラルな立場をとる人は、この右側の個人主義の生命倫理学を唱導するわけです。

そして、それに対して伝統的な、——リベラルが出てきたということは、アンチテーゼの前のジンテーゼがあるわけでした——、それが人格主義の生命倫理学と言われているものです。ヨーロッパ大陸諸国、大陸法の国でこれが強いというか、もともとあったわけです。後に英米法の国では、個人主義の生命倫理学が現れますが、その人格主義の生命倫理学は最高原理が人間の尊厳です。

そして、その起源はキリスト教の前までさかのぼることができます。ギリシャ・ローマ思想。哲学的基礎は経験主義ではなくて、存在論の立場です。人間の存在そのものの価値、それから人間の本質的な、内在的な価値を重視する立場です。

アメリカの建国の文書に書かれた自由の権利というのは政治的な権利でして、特に一人にされる権利、プライバシー権というのは英米法独自の権利です。社会と緊張関係にある個人像を反映した独自の象徴的な権利で、これはヨーロッパのもともとの伝統的な考え方にはありませんでした。むしろドイツの憲法で想定している個人というのは、社会と協力関係、相互依存関係にある。そこから孤立した何かプライバシー権というものは出てこない。したがって、政治原則を道徳上の指針として使うことについて無理があるのではないかということ、ハーバード・ロースクールのグレンドンという法律学の教授がずっと指摘してきているわけですが、とにかくこの2つの大きな流れがあるということ、をまずご理解いただきたいと思います。

(パワーポイント4)

左側の人格主義を主導してきたのがヴァチカン、カトリック教会が主にこれが一番原理的な形で展開してまいりましたので、それをちょっと見ていきたいと思えます。

ヴァチカンの公式見解の受精時からのヒト胚の尊厳と人権の保護についての文書は、本日の資料には74年から書きましたが、実は1827年に卵子が発見されて、受精のプロセスが解明されます。その30年後ぐらい、1864年にピオ9世という当時の教皇の教令が出ておまして、ここで既に受精時から人であるということを認めているようです。

1974年にヴァチカンの教理省というところから「中絶に関する宣言」というものが出されていますが、この文書の中に受精時から人であるということが明記されています。

1987年に、やはり同じ教理省というところから、「初期の人の生命の尊重と生殖の尊厳」という文書が出ています。これも同じように、受精時から人であることを明記しているのですが、この時期になぜこれが出されたかといいますと、1978年にご存じのようにルイズ・ブラウンが誕生しています。体外受精児、つまり人の胚が体外に初めて存在する状況。これは不妊に悩んでいた人にとっては確かに福音であったのですが、体外で生産される人の胚にとっては非常に脅威になる。自由に誰でも干渉ができる、アクセスができる。したがって、これはちょっと危ないのではないかということ、をヴァチカンは考えたわけです。既に1984年にウォーノック・レポートが出ていて、体外のヒト胚の研究をするという方向を打ち出していますので、それに対する警

告の意味を込めて、これが出されました。

そして1995年にヨハネ・パウロⅡ世の「いのちの福音」という回勅が出ます。回勅というのは、信者さんに向けた教皇の手紙なのですが、手紙といっても、ここにペーパーバック版があるのですが、150ページもペーパーバックであるすごい手紙なんですね。これは一般信徒に向けただけではなくて、命のことについて心配するすべての善意の人に向けたものですので、信者に限らず命の問題について関心を持っている人に向けた文書ということで、これは各国語に紹介されて、ペーパーバックで非常に安い値段でも出回っている文書です。今の私の話の全部の基本にあるような基本文献がこの「いのちの福音」という教皇の文書です。

この教皇の文書を出す前の年にヨハネ・パウロⅡ世が生命アカデミーを設立します。ヴァチカンには既に1603年に科学アカデミーが設立されておりまして、大体80人くらいのメンバーがいて、半数がノーベル賞受賞者の科学者から成る世界的な組織です。ガリレオ・ガリレイなどもここに所属していたそうです。あと2つ、社会科学アカデミーと生命アカデミーを1994年にヨハネ・パウロⅡ世がつくります。なぜこれをつくったかというのと、「いのちの福音」を伝えて、具体化する活動をここですると。教皇のこの文書に貫かれている一つのテーマは、今、死の文化が蔓延していると。尊厳死とか、死刑の問題も出てくるんですが、出生前診断とか、どうやって人間を排除するかという、そういう文化じゃなくて、命の文化を構築すると。それを呼びかける活動を以後、生命アカデミーが担うのですが、科学アカデミーのメンバーもここに入っておりますし、連携して活動しているので、私が一番びっくりしたのは、科学研究の最新の成果の科学的な評価を物すごくしっかりやっている、本当に科学的なアカデミーであるということが一番大きな特徴だと思います。

この生命アカデミーが以後、文書をたくさん出すのですが、1997年に「クローンに関する考察」というのを出します。これはご存じのとおり、ドリーができた年が97年ですので、この年に直ちにこれを出す。そして、クローンに反対するわけですが、簡単に言ってしまうと、つくられるクローン児の人權、尊厳を守るとというのがここでの主張です。

ハンス・ヨナスという有名な、今、日本の生命倫理学者の間でも随分知られている哲学者の言葉を引用して、人のクローニングというのは奴隷的な遺伝子操作なのだ。優生計画なんだということを言うのですね。つまり、生まれてくるクローンの子供は父親と母親から生まれてくるんじゃないで、だれか第三者が遺伝子をプログラムして、それをあらかじめ押しつけられて生まれてくる。これは遺伝子の押しつけだということを一番糾弾するわけです。

ですから、具体的な権利としては、両親から生まれる権利が人間にはだれで

もあると。でも、クローン児は両親から生まれてこられないわけです。それから親戚とか家族を持つ権利もあるだろうと。水平と垂直の関係という言い方をするんですね。おじいさん、おばあさん、自分の祖先を持つ、それから兄弟を持つと。でもドリーの場合はお母さんというのは双子のお姉さんになるし、お父さんは最初からいないことになるし、おじいさんというのはお父さんの立場に立つと。要するに、親戚関係がめちゃくちゃになる。ここでちゃんと人格がはぐくまれるだろうか。ちゃんと成長できるだろうか。そうじゃなくて、だれでもちゃんと家族を持って、親戚を持って、親から生まれてくる権利があるだろうと。そうでないところが一番いけないんだということをここで述べています。

それから2000年に「ES細胞の作成および科学的・治療的使用に関する宣言」、これはいわゆるセラピューティック・クローニングもだめだということを言います。なぜかというと、最初るときから人権を認めますので、つくったES細胞はもちろん余剰胚を使うわけですが、もう人になっている人を殺すわけですので、だめだと。それからセラピューティック・クローニングの場合も、生まれさせることも残酷だけれども、生まれる前に殺すことはもっと残酷だということを言って、あくまでも視点はつくられるクローンの胚、生まれてくる子供、生まれる前に殺されることの残酷さということを指摘しています。

2003年の「国際的な議論におけるクローニングの禁止」（科学的、倫理的、法的側面）というのもこの延長上で、その続きです。これは国連でクローンを禁止するかどうかの議論が始まっておりましたので、それに向けてアカデミーの考え方をもっとわかりやすく整理して改めて出したものです。ここに科学的、倫理的、法的側面と書いてありますが、アカデミーの文書はいつも、まず、科学的な評価をする。事実をはっきりさせて、そしてその上で倫理的な考察をして、最後にその倫理に基づいて考えると、法律はどこまで——妥協をしなければならないのですが——どこまで法的に枠をかけられるかという大体3段階構えで、いつも議論を整理して分けてやっています。この中で、もちろんクローニングは目的を問わずだめだということを、ここで改めて言っています。

そして、2004年の国務省、これは違う部署ですが、国連に向けて出した公式の文書です。ここでも、生命アカデミーの文献をもとにしていると思うんですが、同じような論議を展開しています。

そして2006年にもう一回、毎年、生命アカデミーの年次大会があるんですが、この年の2月に「着床前の段階のヒト胚（科学的側面および生命倫理的考察）」というテーマで会議をいたしまして、そのときの議論を簡単にまとめて、またペーパーバックのようなものをつくって、各国語に訳してディストリビュートしているんですが、わかりやすく、一般の人にわかるようにつくっ

ています。きょう使っている写真なども、ここから引用したものがございます。
(パワーポイント5)

この95年のヨハネ・パウロⅡ世の「いのちの福音」、これが基本文献と言いましたが、その中から引用したものです。AとBというのは私が振ったのですが、「卵子が受精したときから、新たな人の生命が始まる。現代遺伝学は、この普遍の事実には貴重な確証を与えた」。

それからBのところ、人は「身体と精神の全体であり統合」であるから、身体的に新たに存在し始めた初期胚には、すでに精神的靈魂——この訳がいいかどうかかわからないですが、spiritual soulというのが英訳です——が宿っていると考えられる。したがって、人は受精時から人格(person)として扱われるべきであり、また不可侵の生きる権利が認められなければならないというふうに、この中の一節にございます。

このAの部分は、科学的な部分です。そしてBが、倫理的な考察の部分です。Aは、人がいつから始まるかという生物学的な事実です。これはヴァチカンがどう考えるかじゃなくて、自然科学の成果ですので、これをまず確認をします。そしてBの部分では倫理的な考察。人が生物学的に受精から始まるとしても、それを倫理的にどう考えるか。法的にどう考えるか。人権というのがどこから出てくるのか。だから、上は実験で証明できる部分、下はそうではない形而上学の部分にございます。

後でまた説明いたしますが、「身体と精神の全体であり統合」というのは、「totality and unity」というのが英訳で使われていて、日本語で言うと多分、「霊肉一元」とか、「心身一如」とか、それからよく政治家の方が使う「全身全霊」というのがそうだろうと。全身全霊というのは、辞書を引きますと「体も魂も全部」と書いてありますので、一応、人間というのは体と魂からでき上がっているというのは、別にカトリックの専売特許ではないだろうと思います。

この精神的靈魂という訳は、あまり日本語になっていないと思うのですが、日本語で「精神」と言うと、英語のpsychicですね。psychiatryとかpsychology。つまり、自然科学やメディカルサイエンスの対象になる物質的なものですね。計量的なもののニュアンスを含むし、あるいはmentalというのと同じ精神という言葉を使いますが、これもmental ageなどというふうに使われるように、発達状態とか年齢とかに左右される言葉です。しかし、spiritというのはもっと広いというか、例えば辞書を引きますと「勇気」とか「気迫」とか「元気」とかいうのが出てきます。「気合」とか「気」のことなので、これはメディカルサイエンスと少し違う、もっと広い概念です。後でまた説明いたします。

(パワーポイント6)

ですから、人格主義生命倫理学という名前をつけたのですが、基本構造は非常にシンプルです。まず、科学的真理を承認します。アカデミーはここにほとんどの力をつぎ込んでいます。科学的真理が何であるか。科学者を集めてとにかく最新のデータを集めて、何が正しい科学的な事実であるかを突きとめるということを非常に熱心にやっていて、それを認めるだけです。「人の生命は受精時に始まる」と。

そして、その後で倫理的な考察をするんですが、これも今の国際法と今の国際的な生命倫理原則を確認するだけです。「誰でも例外なく、人間の尊厳と基本的人権を認められるべきである」これは世界人権宣言に書いてあることですが、これを認めると。

そうすると結論は簡単なので、「受精時からの人間の尊厳と人権の保護」というだけのことです。ですので、以下の説明は、このAとBを順番に詳しく見ていくだけということで、非常に単純明解な話だと思っています。

(パワーポイント7)

まず、科学的真理の方から行きます。

(パワーポイント8)

まず、ヒト胚の発生に関する実験科学のデータ。これは、受精のプロセスの最後に精子が透明帯を通過し、卵子と精子の融合が起こる。その直後に受精卵のイオン構造が突然変化し、新しい個体（接合子）が発生いたします。

接合子は、DNAに記された遺伝情報に依存する2つの特徴、「主体性」と「方向付け」という2つの特徴を持っています。「主体性」というのは、以後の発達のすべてを正しい方向で開始するための新しいシステムの自動的な組織化のことです。それから「方向付け」というのは、「ネイチャー」誌の2002年の7月号に、「第一日目からのあなたの運命——哺乳類の身体的设计図（ボディプラン）は、受精の瞬間に設定され始める」という記事が出ました。そのことです。

何のことかといいますと、接合子の最初の分裂時に体軸（たいじく）が決定されます。前後と背腹側が設定されて、それぞれの細胞の運命と身体的全組織の運命、つまり分割して2つになり、4つになるのですが、そのときに将来どの器官に分化するかというのが決定されることを示す新しいデータがここに提示されました。ですので、受精のときに精子が卵子に入り込む場所が体軸の場所を設定し、あとで体のどの部分に育っていくかということが特定できるという記事が載りました。

そうしますと、この記事は着床前診断とか顕微受精も危ないんじゃないかということを指摘しておりますが、大事なのは、方向づけというのが最初の瞬間、受精のときに、もうでき上がるというか、設定されるということです。そして、

最近では着床前の胚にいろんな活動遺伝子がある、そして活動を始めている。それがもう特定されてきています。

したがって、少し前にイタリアの新聞にも間違った記事が出ていたんですが、着床前の受精卵の発達は、母方の遺伝子が主導権をとっているとか、そういうことは全然ないので、もうその接合子自身にプログラムされた遺伝情報が以後の発達を全部導いているということがはっきりしているわけです。

この辺についての詳しい科学的な典拠は全部この本(「ヴァチカン・アカデミーの生命倫理」)に出ておりますので、ごらんいただければと思います。

(パワーポイント9)

これは、ギルバートの発生学の教科書です。ご説明するまでもないと思いますが、2000年の版から取った写真です。一番左側が受精前の卵子です。上のところにあるのが核です。そして上の真ん中が、精子の進入のところ。左側から精子が進入してきていて、右側上にあるのが卵子の核です。それが伸びて成長してきて、前核を形成いたします。ちょっと見づらいと思うんですが、全体のイオン構造が一挙に変化するところなんですね。カルシウムの波が卵子全体をわっと覆って……

(薬師寺会長) 秋葉先生、申し訳ありません。その辺のところはもう既に我々はやっております。

(秋葉先生) では、飛ばさせていただきます。

大事なのは、このカルシウム波が全体を覆ったところが新しい個体の始まりだと、人の始まりだということでございます。

(パワーポイント10)

実験科学のデータから論理的に導かれる結論といたしまして、遺伝プログラムにおける後成の障害やエラーがある場合を除いて、2つの配偶子の接合時に真のヒト個体はその固有の存在、あるいはライフサイクルを開始する。このライフサイクルの間、必要かつ十分なすべての条件を与えられれば、胚に生来的に与えられたすべての可能性が自動的に実現する。

したがって、ヒト胚は配偶子の接合以降、「単なる細胞の塊」ではなく、極めて明確なアイデンティティを有するヒト(人)の主体である。

受精後、胚の発達に区別される段階はございません。着床は5日目か6日目ですが、発生学的にそれ以前と以降で区別されません。オーライリーは発生学の権威ですが、彼のマニュアルには一応便宜上8週で区別がございます。それはもともとあるembryo(胚)という言葉とfetus(胎児)という言葉に対応して便宜上8週で区別されているけれども、発生学的には受精以後、区別はないということがはっきり記されております。

(パワーポイント11)

次にBの国際法・生命倫理原則（人間の尊厳原則）の確認。これも皆様がご存じのとおりのところですので全部カットしてもいいような話なのですが、「誰でも例外なく、人間の尊厳と基本的人権を認められるべきである」。簡単にご説明いたします。

（パワーポイント12）

戦後の国際法の最高原理は、世界人権宣言に記されたとおりです。「人類家族（ヒューマンファミリー）のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎である」。そしてこれを展開したさまざまな規約がありますが、B規約の中に「何人も、拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的または科学的実験を受けない」とございます。

ご承知のとおり、ナチスの人体実験に対する反省から生まれたものです。人間を実験材料にしないというのは、物扱いしないということです。これがないと、またナチスの方に逆戻りするから、人間の尊厳原則というのは、これがなければ平和な国際社会の構築は不可能であるという、人類の決意宣言というふうに言えるということです。

B規約の中の「品位を傷つける」と書いてあるのは、英文ではdegradingという単語です。格下げする。人間から物に格下げする。ヒムラーはユダヤ人のことを実験動物と呼んでおりました。人間の尊厳という原則を持ち込んだのは、カトリックのフランス人の思想家のジャック・マリタンでした。なぜこれを持ってきたかということ、キリスト教の以前からある概念なんです、マリタンは宣言を起草するときに、世界の政治家や学者に質問状を送付して、具体的な権利と価値のリストを各国から収集したところ、その内容は本質的なところで非常に類似していたので、共通のキーワード、一致の基盤としての究極的価値のキーワードとして人間の尊厳を採用いたしました。別にほかの言葉でもよかったのかもしれませんが。これは最高の究極的価値ですので、例外がありません。公共の福祉とか、医学の発展もこれに優先しません。

（パワーポイント13）

国際法だけではなくて、戦後の医倫理と生命倫理の基本的な最高の価値も同じように人間の尊厳です。ナチスの医師の実験というのは、国際法の関心事だけではなくて、お医者さんの世界でも重大なこととして取り上げられて、ニュルンベルク裁判の後、ヘルシンキ宣言が出されます。「ヒトを対象とする医学研究においては、被験者の福利に対する配慮が科学的および社会的利益よりも優先されなければならない」。

そして、いろんな宣言とか指針が出るのですが、1996年のヨーロッパ評

議会の、生命倫理条約というふうに日本で言われているものですが、これは正式なタイトルを見ると、「生物学と医学の適用に関する人権および人間の尊厳の保護のための条約」と明確に書かれているわけです。

同意原則がここで確立されますので、同意がない場合はどうなるかと。同意ができない未成年者、ヒト胚、それから意識のない患者さんについては特別な配慮がされています。原則としては、ヒト胚自身、あるいは同意できない人の利益にならない実験はできないということになります。

(パワーポイント14)

クローン羊ドリーができた後で、この延長上というか、今の枠組みの中でヨーロッパ議会では、ヒトクローニングの規制の議論が起こります。ドリーができた年にヨーロッパ議会は決議を出しまして、ヒトクローニングは目的の如何を問わず、認容されるべきではない。

しかし、ES細胞研究でヒトクローニング計画が提示されると、セラピューティック・クローニングの計画が提示されますと、一挙にトーンダウンいたしまして、追加議定書が出る。そっちの方は道を開いておこうということです。

ところが、いろいろ議論が煮詰まりまして、2000年に新たに決議が出ています。このときは、イギリスで同じ年にセラピューティック・クローニングにゴーサインを出したドナルドソン・レポートに対して、再検討を要請する決議がここでされます。体性幹細胞の研究の方で何とかなるのではないかというような予測が流れまして、なるべくそっちでやってはどうかということです。

成人の身体から引き出された幹細胞を使用する治療を奨励するために、「政治、法制、科学、経済レベルで最大限の努力を要請する」という文言がここに盛り込まれております。大変きわどい、237対230、棄権が43というぎりぎりだったんですが、一応この決議が出ます。

(パワーポイント15)

そして、翌年、フランスとドイツのイニシアチブで国連の議論が始まります。このときは、当初、生殖目的のクローニングだけを禁止する条約をつくらうというので、生殖目的クローニング禁止条約策定の議論が2001年に始まります。最終的に条約はできませんで、宣言の形で終わりますが、賛成が84、反対が34、棄権37。反対した国の中で、イギリスは、もちろん研究の先進国ですので反対です。フランスはドイツと違って戦争に勝った国ですので、ナチスとか優生思想に対する抵抗が小さいということが指摘されています。内なる優生思想というものが、非常に強い国だということが言われております。子供の権利よりも、むしろ親の利益とか自由を優先させる傾向が大きいと。オランダはリベラルな国でありますので、積極的安楽死とか麻薬とかも自由な国です。

宣言に賛成した国の中で、アメリカは、アメリカ生殖倫理諮問委員会も、そ

れから生命倫理諮問委員会も、その文書には明確にクローニングを禁止する根拠が記されておりません。最初にご説明したように、個人の権利とか幸福追求を強く打ち出すと禁止するのはなかなか難しいわけですが、これはキリスト教保守のブッシュ政権の決定だというふうに言われております。

ドイツは、胚保護法を1990年につくった国です。そしてイタリアでは2004年に新しい生殖補助医療法ができていて、これはもう子供の権利を最大限尊重する。余剰胚はつくりません。代理母もだめ。着床前診断もだめです。それからAIDも禁止、「既に生きている者とやがて生まれてくる者の人格を共同の利益に置く」、そういう民主主義を貫徹したイタリアの法律が2004年にできて、これはその後、国民投票があったんですが、何とか通過してまだ続いています。最近の記事によりますと、この後、イタリアでは別に出生率は減っていないというようなことも言われております。

アメリカではこの後、多分、ブッシュ政権の影響と思いますが、サウスダコタ州で2006年3月に人の始まりが受精であるということを明記した、中絶を禁止する法律ができます。これは11月に国民投票で廃止されました。しかし、大事なのは、ここでの議論のときに指摘されたことは、中絶というのは母親が葛藤状況にある、非常に辛い状況にあるので——レイプのケースなどが特にそうだと——それと体外の胚の保護の問題は別次元だということが指摘されます。特に、「私のおなかは私のもの」というプライバシー権の主張がウーマンリブのスローガンでしたが、体外の胚は「私のおなかの中」ではないというので、別の議論が必要であるということが最近意識されております。

(パワーポイント16)

異なった意見に対する人格主義からの反論について幾つかご紹介いたします。これも細かい議論を見ていきますと大変なので、大ざっぱにさせていただきます。

(パワーポイント17)

まず、科学的事実をめぐる異論。これは今日でも非常に強いということです。マコーミックは、ジョージタウンのケネディ研究所の創立にかかわったカトリック倫理神学の教授なんですが、彼はアメリカの保健省のイシークス・アドバイザリー・ボード (Ethics Advisory Board) の委員も務める、それからアメリカの生殖協会 (American Fertility Society) の倫理委員も務めて、1979年という、本当にルイーズ・ブラウンが生まれてすぐのころですが、このころから、pre-embryoという初期胚は、まだembryoの前の段階でembryoになっていないという見解を非常に広めるわけです。

マコーミックは倫理神学者でしたが、クリフォード・グロブシュタインという生物学者と連携しまして、グロブシュタインが「サイエンティフィック・ア

メリカン」という雑誌で、1979年ですが、非常に詳しい記事を書いています。embryoがまだpre-embryoであるということを初めて言ったのは彼のございます。

そして、これがイギリスでも広められます。マクラーレンはノーベル賞も受賞している発生学者です。京大の中辻先生もマクラーレンの教えを受けたということを著書の中で紹介していらっしやいましたが、ウォーノック委員会の委員の中で、当時まだ受精のメカニズム等がよくわかっていないときに、pre-embryoということを彼女が発言して、まだ人が始まっていないのなら、人間の尊厳原則に触れないで研究ができるわけですので、以後、これが非常に日本にも強く入ってくるということです。

ノーマン・フォードもアメリカのカトリックの生物学者です。「14日目までの胚は一卵性双生児を生ずる可能性があるから、ヒトの個体ではなく、『細胞の塊』にすぎない」と。

そして2000年のドナルドソン・レポートは、もうpre-embryoは使われなくなるので、今度はヒト胚というのは、potential human beingsだということを言います。

そして、非常に最近の、昨年出たアメリカの産婦人科医大の倫理委員会の文書、それから国際幹細胞研究協会の文書、ことし出たものですが、この中にも「14日目までのヒト胚は、器官発生を始めた胚とは『生物学的に著しく異なる細胞組織』にすぎない」という記述がございます。

(パワーポイント18)

これは明らかな科学的誤謬であります。pre-embryoという語は発生学でもう用いられておりませんで、オーライリーの発生学のマニュアルは、2002年にこの言葉を削除しています。そしてマクラーレン自身が2001年に雑誌の中で、この言葉を放棄しています。

そして一卵性双生児の方は、これはアクシデントで起こると。発生率は0.22%にすぎません。胚の個性性というのは、受精時に獲得されます。初期胚は、非常に細胞が柔らかい。可塑性があり、柔軟性があって、なぜかという、胚の発達中起こり得るエラーや損傷を埋め合わせるためにこのようになっています。しかし、それによって、個体でない、もう確立した個性性が無効になるということはありません。一卵性双生児の発生のメカニズムについては科学的に諸説ありますが、いずれも実証されていません。単なる仮説であります。したがって、アカデミーは、一卵性双生児は既に確立した個体何らかのアクシデントでもう一つの個体を引き起こしたという仮説を立てて、これに対抗しています。

そしてヒト胚というのは、potential human beingsではなくて、human

beings with potentialityであるということを言っています。

(パワーポイント19)

それから人の倫理的地位をめぐる異論。

これは、いろいろな生命倫理学者とか哲学者から主張されるものです。

それは、人格の概念を限定します。「人格」というのは、「理性的な、自意識のある存在」である。したがって、自意識または「人格性」を示すいろいろな外面的な行為とか態度とか能力を持たない人は「人格」ではないから、尊厳と人権もないと。パーソン論と言われるものです。

これはオーストラリアで発祥した考え方です。オーストラリアというのはご存じのように英国の植民地として、1901年に独立していますが、80年まで白豪主義が支配的だった国です。人種差別、先住民に対する差別があったというような背景があるのかもしれませんが、しかし、このパーソン論は、ピーター・シンガーが日本でも有名ですが、アングロサクソンの生命倫理学者に非常に支持者が多くて、日本でも有名なトゥリーとかエンゲルハート、それからフレッチャーは皆、この立場をとっています。

もともとこのパーソン（人格）という概念をこういうふうに限定的に用いるというのは、16世紀の法律家にヴルテニウスという人がいて、彼は奴隷制を守るために最初に法律の領域に、この狭い人格概念を持ち込んだのだそうです。つまり人格だけが尊厳であって、ほかの人間の物扱いを正当化する一つのレトリックだったわけです。多分、それと同じことがパーソン論で行われているように見えます。

英米の生命倫理は、いろんな基本的な道德の言語、人格とか、それから可能態とか現実態という言葉全部再定義しているということが指摘されています。

(パワーポイント20)

これに対する反論は、このパーソン論というものは、心理学的意識とか、理性的能力、社会的コミュニケーション能力を偏重する。そして知的障害者、植物状態患者の人格を否定するものである。特に、3歳児とか植物状態患者はイルカよりも劣っているということを、人格的でないということをピーター・シンガーは言っているんですが、その考え方がいいのかどうかということです。人間の質を問題にしているのかどうかという批判がなされるわけです。

それに対して、もともとの人格概念はどういうものであったかというところ、このグアルディーニという人は、ベルリンと、ミュンヘンと、チュービンゲン大学の宗教哲学の教授で、1968年に亡くなったイタリア人ですが、伝統的な立場を非常にわかりやすく、特にカトリック神学を用いなくて説明した人としてよく引用されます。本来の人格概念というのは、「自己支配、人格的責任、真理と道德秩序のうちに生きる能力のことを意味する。それは年齢、身体、心

理状態、自然的な素質によるものではなくて、存在にかかわるもの（existential）」、——「実存的」でもいいかもしれません。存在論ということを経験主義というのを一貫しますと、人格概念を否定しないとつじつまが合わないので、ヒュームは人格概念自体を否定しております。

このspiritual soulというのは、物質的な身体に生命を与える精神的な原理です。何のことか説明するのが難しいんですが、spiritualというのは、人間の物質的な次元を超えたものだと、超自然的、非物質的なものだと。ですから、逆に経験主義というのを一貫しますと、人格概念を否定しないとつじつまが合わないので、ヒュームは人格概念自体を否定しております。

存在というのは、基本的な古典的な考え方では、フォルムとマテリアルから成る。例えば橋がありますと、橋はブロックがマテリアルで、橋のデザイン自体がフォルムです。このフォルムというのは物ではないんですが、その両方から成るのが存在である。存在はマテリアルとフォルムから成る、この考え方を説明しているわけです。

（パワーポイント21）

これはもう蛇足の部分です。カトリックの……

（薬師寺会長）先生、まことに申しわけないのですが、大変重要なお話だと私も認識するのですが、ちょっとディスカッションの時間をとりたいと思うので、少しスピードを上げていただきたいと思います。

（秋葉先生）はい。最初50分ということでご依頼をいただいていたので、それに間に合うように……

（薬師寺会長）それでは、先生、そのとおりで結構です。

（秋葉先生）よろしいですか。では、50分で必ず終わらせます。

でも、これは蛇足の部分です。

カトリックの考え方というのと、必ず聞かれる。そして生命アカデミーの議論は神学に踏み込まなくてもいいと思うのですが、いろいろなところでも質問を受けることが多くなりましたので、蛇足の説明をいたします。

これは日本でも有名なシスティーナ礼拝堂の Fresco 画です。ミケランジェロの「アダムの創造」です。神話の世界とさせていただいていいと思います。右にいるのが神です。左が最初につくられた人間のアダムです。アダムは土からつくられたというふうに創世記に書いてあります。神が今、右の手で精神的霊魂（spirit）を吹き込むところです。アダムは肉体的に、物質的に完全にマテリアルとして完成しているんですが、まだ力がないんですね。なので、今、力を、spirit、気を入れるところの図です。

質料と形相ですね、マテリアルとフォルムの説明のためにこれを使わせてい

ただきました。

もう一つよく聞かれるのは、神学上の議論で、神学者たちが靈魂の吹き込みの時期が14日以降じゃないかということが時々、初期胚が人であることを否定する根拠にされますので。これも、靈魂の吹き込みが遅れるというような見解が出てきたのは生物学的に、さっき卵子の発見が1827年と申しましたが、その前は、生命の始まりは、女性の子宮の中にある血液が、精子が入ってくると凝固すると考えられていました。ちょうどミルクの中にお酢を入れると凝固するみたいに。そうすると、凝固には時間がかかりますので。それでつまり、まだマテリアルができ上がっていないから、靈魂の吹き込みも遅れるというのが本来の趣旨であるというような説明も最近では見られるので、ちょっとご参考までに。

(パワーポイント22)

そしてもう一つは、さっき紹介した、去年出された生命アカデミーのパンフレットの表紙にも使われた絵です。左側がマリアです。右側がエリザベトという人で、エリザベトのお腹の中にはイエスの前に、予言者のヨハネというのがいるんですが、ヨハネが宿っていて、マリアのお腹の中にイエスが宿っています。マリアがエリザベトに会いに行くときに、お腹の中の子供が喜び、踊ったという記述があります。聖書の中の記述なのですが。

これは自意識がなくても神とコミュニケーションができると。コミュニケーションというのは、つまり自意識のレベルに限られないということを示した図と書いていいと思います。

ハーバーマスは日本でも人気がありますが、彼は存在論ではなくて、別な討議倫理学の立場から同じ結論を導いているんですが、彼が強調するのは、人間である限りの人間は、原則的にコミュニケーション能力を持っている。つまり、経験主義の人たちがコミュニケーションということをとっても強調するので、コミュニケーションは自意識に限られないんだということをハーバーマスも言うし、聖書の記述もそのようになっているということです。

(パワーポイント23)

これはカトリックの立場の教会の総括のようなものですが、世界人権宣言とほとんど同じです。ベネディクト16世は、ヨハネ・パウロⅡ世が亡くなった後即位した今の教皇ですが、2005年にカトリック教会の教え、教義ですが、その綱要というものをしています。もちろん、前から準備していたものなんですが。この中で「受精時からの、あらゆる個人の譲ることのできない生きる権利は、市民社会と法制度を構成する基本要素である。国家が全ての者の権利、特に弱者——受胎された未出生児も含む——の権利を保障しないなら、まさに法治国家の土台そのものが掘り崩される」ということを言っています。

1つだけつけ加えますと、ここでは人格が何かということを全然言っていないんですが、要するに平和の目的、法治国家を維持するためには、人の尊厳、ヒト胚の尊厳を認めないと維持できないというふうに、平和の目的から演繹する、そういう訴え方です。世界人権宣言と同じだと思います。

(パワーポイント24)

そして、最後は新しい文献を幾つか見ましたので簡単につけ加えたものですが、科学者に人格主義がどういうふうに浸透しているかということです。

(パワーポイント25)

ペラは、オーストラリアの胚の研究者なんですが、個別的な生命が既に始まっているのなら、生きているヒト胚を作成して使用して、ES細胞をつくるためにこれを破壊することが善なのか悪なのか。つまり倫理的に正しいのか、法的に正しいのか。この論争は解決されなければならないと記述しています。

(パワーポイント26)

それから、これはアメリカの研究者のものですが、ヒトES細胞の特定の細胞に分化させる研究はゴールに到達するまでに、なおさまざまな障害、腫瘍の形成とか、動物の細胞が混在するとか、遺伝的不一致とか、いろいろなものがあると。幹細胞研究に従事する科学者は、みずからの仕事の倫理的、科学的正当性を提示しなければならない。倫理委員会の側からも、胚研究のすべての段階について、その倫理的正当性を明らかにし、明確に表明する必要があるということを行っています。

この中で、この論文の中で書かれているんですが、ヒトES細胞を例えば心筋細胞に分化させるということが行われているわけなんですが、心筋梗塞は左心室の75%の筋肉の喪失で確証されます。左心室の細胞は50億以上に上ります。修復には10億が必要になる。どの細胞を特定するのか。そしてそれをどう移植するのか。現実的にとてもゴールが遠いということがこの論文の中で指摘されています。

(パワーポイント27)

これで最後です。

セラは、生命アカデミーでこの問題について科学的な評価をするトップの人なんですが、彼が6月に出した論文の中に、次のような記述があります。「ヒト胚の生物学上の事実の知識と、その存在論的地位についての倫理的考察は、『どのヒト胚の研究利用も不道徳で受け入れがたい』という結論に導く。それは、」別にカトリックでなくても、「理性によって、すなわち自分自身と自己の行為について考察し、そこから自己の責任を引き出す人間によって、教示される立場である」と言っています。

そして、では実験をやめろというのではなくて、ES細胞の研究に代わって

体性幹細胞の研究をしたらどうか。そして、ドリーができたということは、つまり、細胞の分子の再プログラミングができるということが明らかになったわけですので、大人の細胞を初期化する。再プログラミングの研究の方の推進をしてはどうか。

最近の状況を見ると、ジェロン社の株が急落したとか、P P Lセラピューテイク社の株も非常に暴落している。それから、アドヴァンスト・セル・テクノロジーとかブレザ・ジェンで研究者を大幅に削減している。それから最近では、シンガポールでE Sセル・インターナショナルが2007年7月に閉鎖しています。その理由は、臨床で生かせる製品が短期間のうちに開発される見通しがゼロに近いというものです。

ヴァチカンの国務省のペーパーは、E S細胞研究が壮大な浪費に終わるおそれがあることを指摘しています。クローン胚からE S細胞をつくる研究についても、ファン・ウソク教授の事件でわかったことというのは、2,000個も良質な卵子を使ってできなかったことを非常に重視しています。ですので、体性幹細胞を使用する方法に移行してはどうか。あるいはE S細胞は、8細胞期から10細胞期までの細胞のうちの1個の細胞から樹立が既に可能であるので、——これも後で細胞を摘出された胚に障害が出るのでやるべきだとは書いてありませんが——、今、いろんな方法が新しくできているので、受精卵を壊すことはないのではないかとっています。

この一番新しい、E S細胞が初期胚の1個の細胞から樹立可能だというのは、「ネイチャー」誌の去年の記事から引用されています。

駆け足でしたが、以上で終わらせていただきます。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

秋葉先生には、カトリックのヴァチカンの研究もされていますが、そういう点から法学者としていろいろ説明いただきました。

6ページにありますように、科学的真理の承認をベースに国際法とか生命倫理原則の確認という形で、いろいろなご議論がされているというふうに承りました。ご案内のように、同じカトリックの国でもいろいろな考え方がありますし、さまざまなことがよく私どもわかったというふうに思います。

少し時間をいただきまして、ご質問、ご議論をいただきたいと思いますけれども、どうぞどなたからでもよろしく願いいたします。

(小倉専門委員) 非常にわかりやすいお話をありがとうございます。

最近、単為発生胚、卵子だけから発生させる胚の問題もあると思うのですが、これもこれから利用が可能になると思います。それはこのヴァチカンの方では議論はあるのでしょうか。

(秋葉先生) 単為発生胚ですか。すみません、どういうふうな……

(小倉専門委員) 卵子だけから発生させる胚で、例えばその胚からもES細胞もつくれるんです。

(秋葉先生) 私の知る限り、その議論はまだないと思います。というか、私が見ていないだけかもしれません。

(小倉専門委員) わかりました。ありがとうございます。

(薬師寺会長) ほかにいかがでしょうか。

(高木専門委員) ヴァチカンでは体外受精自体も反対ですし、余剰胚をつくり出すということも反対だと思うんですが、現在、既にたくさんの余剰胚があるわけです。それら余剰胚もストックできないような状態にもなっているわけです。そのような現在既にある余剰胚はヴァチカンではどうすればいいと考えているのでしょうか。

(秋葉先生) 胚を養子に出すとか。殺す方には話は行かないんです。何かの形で生まれさせることができるのだったら、養子に出したりして。だから、捨てるのなら使うとか、そういう発想には行かないんです。人間ですので、人間でだれか死んだ人がいて、それをどんどん実験に使用していいかというのと多分同じような議論なんだろうと思いますが、余剰胚は生きているので、それを使うとか、そういうことにはならないです。

(薬師寺会長) 高木先生がご質問になったのは、多分、体外受精がお子さまが欲しいという形でされた場合に、受精が成功した場合に残された胚、つまりいわゆる余剰胚ということで、それについてはES細胞をつくることできる。ヒト胚というのは生命の、人の萌芽であるというふうに我々の委員会では決めて、その余剰胚というものを一体どういうふうにヴァチカンの方はごらんになっているかというご質問だと思います。

(秋葉先生) 本当に同じ人ですので、だから、今いるのをどうするかというよりも、とにかくつukらないということで、イタリアでできた新しい法律も、余剰胚はもうつukらないんです。だから体に……

(薬師寺会長) 体外受精は認めていないということになりますか。

(秋葉先生) 体外受精は、何かちょっと……

(薬師寺会長) 顕微鏡的な受精ということになるかと思いますが……。

(秋葉先生) 生殖補助医療の方の話をして今日はいたしませんでしたので、また少し複雑な話があるのですが、夫婦間の行為を助けるための補助の手段としては認めるんです。少なくとも余剰胚は絶対生じさせないという、その方向でははっきりしています。

(薬師寺会長) なるほど。

ほかにいかがでしょうか。

(武部専門委員) ちょっとデータの確認なんですが、4ページでヴァチカンの

公式見解の年表ですね。2行目の1987年というのは78年のミスプリントですか。ルイーズ・ブラウンちゃんとリンクしているんだったら、たしか77年か78年でしたね。この教理省の声明は、この年でいいんですか。

(秋葉先生) ちょっと確認いたします。

(薬師寺会長) 1987年の教理省の「初期の人の生命の尊重と生殖の尊厳」というのが78年ではないかというのが、武部先生の質問です。

(武部専門委員) さっきはルイーズ・ブラウンちゃん誕生の影響だとおっしゃいましたので、そっちが正しいとすると、たしか77年か78年の夏だったと思いますかね。

(薬師寺会長) 技術的なのはまた後で。

(三宅参事官) 事務局に送っていただければ、適宜配信いたします。

(薬師寺会長) ほかにいかがでしょうか。

(武部専門委員) それから、これは質問です。ヴァチカンの考え方はよくわかりまして、共鳴できるところもあるんですが、秋葉先生ご自身は余剰胚の利用というのをどういうふうにお考えなんですか。日本の場合は、もう既にこれが使われているわけですけども、それはやっぱり考え直した方がいいというふうにお考えなのか。あるいは、ほかの代替手段を開発すべきだというようなこと。そういうことについて。

(秋葉先生) イタリアで生殖補助医療法ができたときの議論をフォローしたんですが、やっぱり余剰胚ができない方法ということをしきりに提示していて、多分それで法律が随分変わっていると思うんです。なので、そういう方法が可能であれば、そっちでやるべきだと思っています。

だから、今余っているのはどうするかというと、何か残務処理みたいな話になっちゃうんですが、やっぱり基本的につくるべきでないと思っています。

(薬師寺会長) ちょっと私もそれについて、生殖補助医療はヴァチカンの方でお認めいただいているわけですか。それともそれは認めないですか。

(秋葉先生) 認めています。一定の範囲内です。

(武部専門委員) もう1点ついでに、さっき質問があったのは処女生殖のことですよね。キリスト様は処女生殖的にできたというふうに、ヴァチカンではそういうふうな科学的な解釈をしているわけではないんですか。

(秋葉先生) 違います。生殖補助医療については——生殖についてさっき説明しなかったんですが、リプロダクティブライツという言葉が普通、使われていると思うんです——そのリプロダクトを使わないんです。リプロダクトというのは、「製造」と同じ言葉なので、人間はプロクリエイトという別な単語を使うんです。プロクリエイトというのは、創造を促進するという全然別の単語です。

だから、さっきのアダムの創造の図をお見せしましたが、あの後、神様は1人ずつ土をこねて人間をつくったのではなくて、男女に創造を委ねたんですね。創造に参加するようにゆだねたという、そういう考え方をするんです。そうすると、さっきの単為生殖の話もだめだと思います。男女が共同して創造の業に参加をする、プロクリエイト、神のクリエイトを促進するという、そういうニュアンスを持っているので、夫婦のプロクリエイトを手伝うような生殖補助医療はオッケーです。

しかし、そうじゃなくて、例えば単為生殖のときに、前に何かの文献で読んだのですが、それはアメーバとか、人間よりも下等な動物の増やし方なんですね。人間はそうじゃない。男女の愛によって、とにかく2人の共同によって、関係があって初めて生み出される、クリエイトされると。そこをととても大事にするので。

(武部専門委員) それじゃ、キリストさん自身はどのようにしてお生まれになったということに解釈されているんでしょうか。

(秋葉先生) キリストは神ですので、人間とちょっと違うんです。

(武部専門委員) わかりました。

(薬師寺会長) 何か神学論争みたいになってきて。森崎先生どうぞ。

(森崎専門委員) 先ほどの単為生殖と少し関係がございますが、受精胚を用いる研究や、あるいはそれを医療に用いるものについての反論、反証というのは、その理論的な根拠等々はよく理解できましたが、最近、最後に言われた体性幹細胞をすべきだということもありましたけれども、逆に最近では体性幹細胞と言いませんけれども、体性細胞を使っても操作によってはES細胞と同等な能力のある細胞ができるということも科学的に立証されております。再検もされています。

そうなりますと、そういった研究は受精胚をもとにした研究あるいは医学応用ではないけれども、それについてもヴァチカンとしてはどうなのかと。

(秋葉先生) 促進しております。

(森崎専門委員) 促進なんですね。例えば動物レベルでは直接胚ではないけれども、それを用いて同じDNAを持った動物が生まれるわけです。そういった研究を人の細胞で行うということは、いいという判断になるんでしょうか。

(秋葉先生) 体性幹細胞の研究ではなくて？

(森崎専門委員) 体性細胞をES細胞とは申しませんが、同等な細胞として変化をさせることができるということは科学的に、今、まさにわかったところだと思います。そういった研究は、それ自身は医学的あるいは科学的に非常に有用な手法ですし、ツールだと私自身は思っておりますが、反面、その細胞が一旦できますと、それ自身は同じ能力を持っているので、ES細胞と同じ

能力、同じ待遇、逆に言えば同じ見方をすることのできる細胞とも考えられますけれども、そういったものについてヴァチカンあるいはカトリックとしての考えというものがあるのかどうかということをお尋ねしています。

(秋葉先生) E S細胞自体は人ではありませんので、その研究は自由にできます。

(森崎専門委員) つくるところが問題という。

(秋葉先生) そうです。

受精卵を、人を殺さなければいいんです。

(森崎専門委員) わかりました。

(秋葉先生) ですので、体性幹細胞の研究は促進しています。

今、一番最新のデータを分析して、セラ教授が新しいものを何か書いていらっしゃるって聞きましたが、むしろそっちを促進するために科学者を集めて、割と早くからやっていました。E S細胞自体は人ではありません。人を殺さなければいいと言うと語弊があるかもしれませんが。

(武藤専門委員) 今の森崎委員のご質問に補足なんですけれども、やっぱりこの議論というのは、研究の資源として何を使うかというところに議論が集約されると思うんですけれども、結果としてどんなものが作り出されるかということに関してのヴァチカンやキリスト教の懸念というのはないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(秋葉先生) そうではないと思います。きょうはヒト胚の尊厳についてのお話をしましたので、とにかく人を殺したらだめです。実験に使ってもだめです。材料にしてもだめですということをお話ししたので、科学者の責任というのは、もちろんちゃんと科学アカデミーとか、そういうところでも、責任を持たなければいけないということは、ほかのところにも繰り返し出てきますので、何も考えていないということはないと思います。

(薬師寺会長) ほかに。

(小倉専門委員) 1点だけお伺いしたいんですが、こういった例えば体性幹細胞の得る材料、そういったものについて死体から採取していくということについては、ヴァチカンはどういうふうにお考えなのでしょう。

(秋葉先生) その辺の議論もちょっと私の知る限りでは、研究しておりませんので。ただ、死体から何か細胞を取るということは、特に問題がないんじゃないかと思いますが。

(小倉専門委員) 亡くなった方からはオッケーであると。

(秋葉先生) はい。あと、生きている人からでも全然、皮膚とか、それは普通にできますので、同意があれば構わないのではないのでしょうか。

(薬師寺会長) 他にいかがでしょうか。

(森崎専門委員) ちょっと議論が違うかもしれませんが、もしご存じでしたら教えていただきたいと思いますが、ヴァチカン、キリスト教の考え方に全く異なる考え方、ほかの宗教についてヴァチカンは何かコメントされるようなことがあるのか。それとも宗教は違うので、それについては何もコメントされないのか。具体的には宗教的には根源は類似のもの、あるいは同じだというふうに認識をしておりますけれども、異なる生命についての考えを持っているイスラムの考えについて、それについて反論あるいは、それは間違いであるというようなことをヴァチカンとして考えられたり、報告されたことはございますでしょうか。

(秋葉先生) この会議のときに、東方のキリスト教の、カトリックではない別の宗派の人が見えていたのですが、ほかのイスラムとか仏教の方が生命アカデミーのメンバーに入っているということはありません。ただ、ヴァチカン自体は諸宗教との対話ということはしきりにやっていますので、多分、そういうところから何か出てくれば発言をするのかもしれませんが、今のところ知っている限りで、イスラムの生命倫理の考え方に対する批判だとか、そういう何かアセスメントしたりというのは、私の知る限りではございません。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

もう先生がいろいろおっしゃったように、ノーベル賞だけが著名というわけではないんですけれども、この生命学の中でもカトリックの出身の有名な学者がたくさんおられるし、それはプロテスタントの先生もおられるわけですので、今日はカトリックの方からのいろいろなお話を、ヴァチカンを例にいろいろお話をさせていただきました。本当にありがとうございました。

私、科学哲学をやった人間としても、やはり宗教とかそういうようなものは人間が生きていく上で物すごく重要なことです。私はよく、宗教も哲学と同じようなものだというふうに考えておまして——先生のお話をいただいた私の感想ですけれども——つまり、我々が論理的に理解をするということは、いろいろな科学の中ではあるわけですが、納得ということがなかなかない。説明とか我々が実際に実験をするときも、説明は理解できるんですけれども、納得というのはまた別な世界があると。それで、そういう点では哲学とか宗教というものが一体生命倫理の中でどういうふうな位置づけになるかということが、これから重要になってくるのではないかと思います。科学者についても同じだというふうに思います。

先生、どうもありがとうございました。

それでは、先に進めさせていただきます。

次は、「国際機関での生命倫理を巡る動き」ということで、森崎先生になります。ユネスコの委員もしていただいておりますので、森崎先生よろしくお願

いたします。

(三宅参事官) 講師の説明はほとんど必要ないと思いますけれども、先生は国立循環器病センター研究所のバイオサイエンス部長でいらっしゃるって、ES細胞からの心筋分化等の研究をされる傍ら、2004年からご紹介になりますユネスコ国際生命倫理委員会の委員という形で働いていらっしゃいます。

よろしく願いいたします。

(森崎専門委員) ご紹介ありがとうございました。

きょうは、「国際機関での生命倫理を巡る動き」として、私が2004年から委員をしておりますユネスコの国際生命倫理委員会(IBC)の中での活動状況と、そこで行われている議論が今、どのような問題があるのかということをお話させていただきたいと思います。

なお、時間が少し限られておりますので、資料3できょうスライドでお見せる資料のほかに、お手元には委員の皆様には少し理解をしていただければと思ひまして、IBCというものはどんなものであるのかということについての1枚紙と、2005年にユネスコ総会で採択をされました「生命倫理と人権宣言に関する世界宣言」、この英文での本文と、仮訳ではございますけれども日本語訳をつけております。さらに、今ちょうどユネスコ総会が第34回中がございますが、そこで議論をされ、提出されておりますIBCから出しております「同意」についてのレポート、これは英文そのものの本文でございますけれども、それをつけさせていただいておりますので、後ほど時間のあるときに見ていただければと思ひます。

それでは、話の方に移らせていただきます。

(パワーポイント1)

別紙にもございますが、国際生命倫理委員会は、1993年に創設をされましたユネスコの事務局長の諮問機関でございます。ちょうどこの時期は、ゲノム研究が進んでまいりまして、生命科学研究が大変進捗した時期でもあり、それに伴う倫理的、法的諸問題に対応することが必要であるということで、事務局長が諮問機関として設置したものでございます。関係者に対して、これらの問題についての意識の向上をし、また、これらの領域、医学についての問題に関係をする諸機関と協調をして対応する。その中には、先ほど秋葉先生のご紹介のありました宗教との関係、国との関係、他の国際機関との関係ということになっております。

また、これから少し紹介させていただきますが、97年に採択をされましたヒトゲノム・人権世界宣言、あるいは遺伝情報に関する国際宣言等、宣言文の履行、インプリメンテーションに貢献をしたり、社会に普及させる方法についての議論を行う機関として設置されています。

このユネスコの機関でございますが、事務局長の諮問機関で、個人資格として36名が任命をされて、4年で2期まで重任できますけれども、生命科学だけではなく、社会科学、人文科学、並びに文化の多様性や宗教、地域のバランスを考慮して事務局長が選んだ委員からなります。

(パワーポイント2)

生命倫理の領域は、もちろんユネスコに限らず、国際的に大きな問題であるという認識がございますが、特にユネスコの中では、その活動の中で重点分野としてここ数年は大きな役割をしているものでございまして、その中で国際生命倫理委員会（IBC）は、既に1997年にヒトゲノム研究計画の推進に伴う諸問題を考えながら、宣言の案文を作成して総会で採択をいただいておりますし、2003年には遺伝情報に関する国際宣言の案文を作成し、これも総会で採択をいただいているところです。

(パワーポイント3)

その中で、その後ゲノムや、あるいは遺伝情報の問題はもちろん重要でございますけれども、生命倫理の考え方が必要な判断や決定をする場面は、医療だけではなく、科学の諸領域でどんどん広がっていることを受けまして、やはり大きな受け皿としての共通の理解を国際機関として提案すべきだということで準備を進めて案文を作成し、2005年に「生命倫理と人権に関する世界宣言」、これは別紙にお手元に英文本文と仮訳を配付しておりますけれども、その案文を作成して採択をいただいているところです。

その中には、生命倫理の考え方に基づいて、種々の科学的、あるいは医学の実地において判断を行う際に、判断のよりどころとすべき原則や、その判断をするための条件についての記述がございます。また、国の役割あるいは教育の重要性、国際協調あるいは宣言に反するような行為をどのようにして防いでいくのかということについても記述しているところです。

大きな意味で、広い領域を含む内容の宣言の採択をいただきましたけれども、実際には、科学の進展あるいは医療の領域の広がりを受けて、どのようにしてこの宣言文が理解をされ、また実地の研究や、あるいは医療の現場で共通の理解を持って、国際的な理解を受けるような行動を皆ができるようにするための方策が必要だということで、一昨年、この宣言が採択をされた年でございますけれども、日本、東京において、この国際生命倫理委員会（IBC）の総会が開かれ、その際に、宣言の案文は原理原則を記述したものでございますので、実際の研究あるいは医療等の応用場面で、その判断の根拠になるような報告書、文書を世の中に広めていくことが必要なのではないかとということで、ユネスコの中、このIBCの活動として、報告書の作成ということを現在まで進めているところです。

(パワーポイント4)

その中で、昨年から本年にかけては、コンセント（同意）、日本語で言うインフォームド・コンセントでございますが、これについて症例を材料とした意見交換などを行って報告書案の作成を進めて、お手元に英文ではございませんけれども報告書案を作成して、今月実施されております34回の総会を採択でいただくよう提案をしているところでございます。

(パワーポイント5)

インフォームド・コンセント、同意というのは倫理的、生命倫理に関係をする判断の際に重要な考え方であるというのは、申し上げる以前の問題ではありませんけれども、先ほど秋葉先生もご紹介されましたが、その出発点は48年の国連の世界人権宣言をよりどころにするものでございます。

この宣言は名前のとおり、「人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進のための共通の基準」として策定をされ、採択をされた宣言でございますが、その中に「生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等」であるということをもとに、これをよりどころにして、すべての研究あるいは医療と実地において行うべき指標として、インフォームド・コンセントという考え方が現在広まっているところだというふうに理解できます。

もう少し踏み込んだ形では、先程も紹介されましたが、64年に始まる医師会宣言、いわゆるヘルシンキ宣言において、これは医学研究の倫理原則でございますけれども、十分な説明と自由な意思による参加同意ということをもって、インフォームド・コンセントであるという考え方になっているわけでございますが、(パワーポイント6)ユネスコの宣言においても、当然のことながらその内容は、ゲノム宣言、ヒトゲノムと人権に関する世界宣言あるいは同年のWHOの国際ガイドラインにおいても、自由意思による、説明に基づく同意を得なければならないという点については記述がございます。

この文面はございますが、どのようにしてどの程度の説明をし、どの程度の同意をいただくのかということには必ずしも明確ではございません。

(パワーポイント7)

2003年のユネスコにおいて採択をいただきました遺伝情報に関する国際宣言についても、同じような文言がございますけれども、より踏み込んだ形で次に紹介するような文章があります。

当然のことながら2005年に採択をいただきました生命倫理と人権に関する包括的とも言える宣言については、もう少し踏み込んだ形で前文にも書かれておりまして、「医療的介入行為は、関係する個人の、十分な情報に基づく、事前の、自由な同意がある場合にのみ行われる。科学的研究は、関係する個人の、事前の、自由な、明示の及び情報に基づく同意が得られた場合にのみ実施

されるべきである」という形で、医療と科学的研究を少し分けた形で書きつづられるようになってきております。

(パワーポイント8)

遺伝情報に関する国際宣言では、今言った原理原則に加えて、インフォームド・コンセントの制限というものはどのようなときに許されるのかということについて、「国際人権法と調和し、国内規範によりやむを得ない理由についてのみ規定されるべきである」という形の記述があります。

また、未成年者あるいは同意能力のない成人についての検査について、「当事者の健康に重要な意味を有し、かつ、最大利益を考慮する場合にのみ、通常、倫理的に受け入れられる」という形の記述が入っており、原理原則から一つ踏み込んだ形で出ております。

(パワーポイント9)

2005年の宣言でも同様に書いてありますけれども、また、「情報は、十分に、わかりやすい形で提供され、同意を撤回する方法」についても科学的研究では必ず含むべきであって、いつ、いかなる理由によっても撤回が可能であるということの記述を含んでおります。

しかしながら、こういった原則や、あるいは例外の記述が宣言にはございますけれども、個々の研究の実例あるいは医療等、実地においてはこれだけでは応用できないのではないかと。また、文化的な下地の違う場所あるいは宗教的な状況、あるいは集団と個人の関係の異なる状況においては、原理原則だけでは必ずしも理解が深まらないということで、昨年からことしにかけて同意についての議論をユネスコでは行ってきております。

(パワーポイント10)

すなわちインフォームド・コンセントは、医療倫理が出発点ではございますけれども、研究を含めて、生命倫理において出発点・基本原則でございます。その中で、情報量がどうあるべきなのか、同意を表明する条件がどうなのか、どのような方法で行われるのか。同意を受けるのが困難な場合はどのような場合であって、どのような場合に許されるのかというようなことについての議論を行い、またそれを具体的に示した形での報告書というものを策定をすべく準備をしてきたわけでございます。

その中で、今幾つかのところ、すべてを詳細にご説明はできませんけれども、かいつまんで議論になった場所を申しますと、情報量は十分な量である必要があるというわけですが、その内容について含むべき項目について、少し事例を含めた検討の上で、どのような点まで含めるべきかということについて記述をした報告書の策定をいたしました。

また、同意を表明する方法については、確実な意思確認ができる方法という

ことで、書面ということが通常推奨されるわけですが、社会によっては、書面による同意はむしろ不信感を生ずる場合もあるということも議論の上で、口頭やジェスチャーのものも、どのような場合には有効なのかということについての議論と記述を行っております。

また、同意撤回についても、これは科学研究の場合にはしばしば問題になりますが、基本的には撤回されない限り同意は有効であり、逆に同意はいつでも撤回可能であるという原則は、やはり記述されたままの報告書になっております。

(パワーポイント11)

状況が違いますと同意を受ける条件、あるいは同意の内容というものは当然異なってくるべきである、あるいはこざるを得ないということも話題になりまして、種々の状況において考慮すべき事項がいろいろあるんだということについての記述を行っております。すなわち医療の場合はどうであるのか、医学・臨床研究の場合にはどうなのか。対象は健常人であるのか、研究参加によって利益があるのかどうなのかということについても、きちんと考えるべきであるということを報告書の中でも書いておりますし、最近、その重要性や、その内容が議論をされておりますけれども、疫学研究や公衆衛生の研究あるいはその実践において行うべき方法と、その際に被験者に及ぼすことのできる自由の制限がどのようなものであるのかということについても記述をするようにしております。

また、エマージェンシーの場合や、あるいは日本では現在議論されつつありますけれども、臓器や器官、細胞の提供についての条件、法的規定をどうすべきなのか、同意をどう推定するのか、どう表明するのか、事前の表明をどう判断するのかということについても記述をさせていただいております。

(パワーポイント12)

特に、この議論の中で、特別な保護を要する対象として、法による保護が必要な場合、それから利害を社会的同意との関係でどうとらえるのか、個人の自律をどのようにして確保するのかということ念頭に、同意能力の欠如した状態というものはどういうものであるのか。同意能力が欠如するという判断自体が、その個人の自律性を損なうこともございますので、その判断をどうするかについての区分と、その判断の難しさも報告書の中には入れておりますし、また当然のことながら新生児や小児についての問題や、各種の精神・意識障害の場合の判断根拠、その判断の場合によっては危険性、小児については特に歴年齢だけで判断することは、時には危険なので、そのことは考慮すべきであるということも報告書に含めております。

(パワーポイント13)

また、個人の状況だけではなくて、特に人の置かれている社会的あるいは経済的、文化的な背景は、生命倫理的な判断あるいは同意の手續については大変重要なポイントになるということは、日本はそれほどでもないかもしれませんが、グローバルの視点では大きな問題に考えられておられて、それについての記述も含めて、現在、報告書になっているわけでございます。

(パワーポイント14)

今後、同意の考え方についての国際的な標準化と、なぜそれが推奨されなければならないかということについては、この考え方が普及することが研究や、あるいは医療の国際化に伴う対応とともに、どのような国であっても、個人の自律や人権を保護する方策として重要であるということから、こういった考え方を広めるために報告書を策定しているわけです。特に重要な側面としては教育の重要性、この考え方を普及させるためのコミュニケーションといったことの重要性も報告書の中に入れておりますし、ユネスコの活動の中ではGEOと略しておりますけれども、Global Ethics Observatoryと申しまして、ウェブ上で生命倫理に関する症例のデータや実践の実例や経験、またそれぞれの国や文化、社会における審査、審理の方法や専門家の情報等を集約したサイトを、これはまだ現在完成はしておりませんが、構築中で、このような情報を実際に判断する際に活用していただくような材料として、完成させるよう努力しているところでございます。

もちろん、国は重要な役割を果たすべきですけれども、それだけではなくて、ここでは倫理委員会とIBCでは呼んでおりますけれども、あるコミュニティが社会に属する人々が積極的に参画できるように、また理解が深まるような方策に努めるべきであるという形についての内容も含めて記述しております。

(パワーポイント15)

報告書の内容のまとめといたしましては、どうして同意が必要なのか。もちろん生命倫理の基本原則として、生命倫理原則、世界宣言の中にも記述されておりますけれども、自律の原則、あるいは人権、人間の尊厳といったところに関係をする行為として同意を受ける、あるいは同意を受けるための手續というものがあるというわけですが、いつ、どのようにして、同意を受けるべきなのかということについての記述。同意はどのような構成要件を含むべきなのか。何が最も重要であるのか。同意表明をする際に、種々な形式があり得る、その形式とはどういうものが適切なのかということについての明確な指定や指示ではございませんけれども、それぞれの項目についての記述と、それがなぜ適正であるのか、適切であるのかということについての情報を報告書の中には含めております。

(パワーポイント16)

さらに診療における重要なポイント、あるいは科学研究、臨床研究における重要なポイントというものはどうなのか。それとは別に、疫学研究あるいは公衆衛生に関係をするような研究、あるいは実施の実践において例外的なものがあり得るのか、それをどのようにするのかということについて、既に過去に取得をされた情報や資料を研究する際の、その利用の方法について、審査体制あるいは手続について、国あるいは専門家集団による確認というものが必要あるいは適切であるだろうということを記述しておりますが、また一方で、包括的な事前同意ということについても、ある条件では許されるべきではないかということも記述しております。

また疫学研究と並んで、公衆衛生の考え方に基づく介入については、場合によっては同意を受けることができない、あるいは受けることをせずにする必要がある例が、例えば検疫や伝染病の蔓延のための手続としては、やはり具体的には存在するということをもって、それぞれについて具体的に記述をすることで、例外はやはりあるんだということをこの報告の中では記述しております。

またエマージェンシーの場合には、当然のことながら同意を直接に受けることはできないことも非常に多いわけでございますけれども、だれがどのような形で相談をし、あるいは判断をすることができるのかということについて、その例示と、それが適切であるかどうかについての考え方についての記述をし、また臓器あるいは細胞提供という場面は、ほかの研究や医療とは違った側面で考慮すべき面があるということについても記述しております。

(パワーポイント17)

先ほど申し上げましたけれども、同意が表明できない場合、あるいは同意を表明できない場合の手だてと、あるいはそれを対象とするような、特に研究が許されるのかどうかということについても、どのような場合に許されるべきなのかということも記述をし、また同意を受ける、受けられないということについて、個人の利害だけではなくて、個人の医療的な利益だけではなくて、経済的な利害というものの関係する可能性についても、特に発展途上国においては重要な側面でございますので、具体的に記述をされるようになっております。

(パワーポイント18)

今ここ2年間、私が属しています国際生命倫理委員会では、世界宣言をもとにして、その条文の中に2条文で関係する条文があるインフォームド・コンセントについて、報告をこれまでに取りまとめたところでございますけれども、実際の状況では同意の原則を適用する際に困難な場合があるということは、実際に研究あるいは診療をされている方はすべて認識されているわけでございますので、原理原則を振りかざすのではなくて、報告書の中でどのような医療介

入や科学研究についても同意というものは自由意思に基づいて表明されるべきであるという原則を保ちながら、どのような場合には困難な状況にどう対応するのかということを書き記述をし、逆に原則が適用されないような現状がある場合に、国家や、あるいは社会のそれぞれの市民を啓蒙して、この原則に基づいて判断し、また実際に研究や医療が行われるようになればという考えを持って、この報告書の策定がされております。

しかしながら、この報告は事例についても記述はしておりますけれども、こういった事例あるいはこういった状況ではこうしなければならないという解説書にはならないという考えを強く持ちまして、一つの参考資料として使ってもらえるようお願いして、今回、ユネスコ総会に提出させていただいたところです。(パワーポイント19)

現在、宣言文はできましたけれども、それを具体的に生命倫理の考え方を普及し、またその考え方に基づいた適切な手続がなされるように、ユネスコとして、あるいはその中にあるIBCとして活動しているところですが、同意については、ひとまず報告書をつくりましたので、そのほかの条文について、特に発展途上国で非常に重要な問題になっております、「社会的責任と健康」についての事項、あるいは個人、特に小児、あるいはそのほか「脆弱性」を持った個人に対して、「個人のインテグリティ」をどのようにして尊重するのかという条文が、やはり宣言文にございますので、この辺について同意と同様な形で具体的事例の検討を踏まえて報告書の作成をし、加盟各国に広めていきたいということを現在の活動として行っているところです。

なお、加えて、現在の科学研究の進展や、医療の手法の発展において、判断だけではなくて、大きく個人の生命倫理的な考え方を持って判断をしなければならない事項として、神経科学の進展に伴う「ニューロエシックス」をどう扱うのか、また、前回、この委員会でも議論をいただきました、あるいは紹介をいただきました「遺伝子検査」について、現時点での遺伝学の進展をもとにどうすべきなのかということについての議論。また、日本においては余り問題にならないのかもしれませんが、アフリカ等発展途上国で非常に大きな問題ととらえられている「トラディショナル・メディスン」、科学的根拠を持たない医療が実践されているということについて、どのように判断をし、どのようにそれを改善していくのかということについて、これらについても検討をすることが、今、議論をされている状況でございます。

以上、駆け足でございましたけれども、ユネスコはWHO等々、ほかの国際機関とは違った国際機関ではございますが、科学研究、特に科学倫理や生命倫理は重要な活動の柱であるという認識のもとで現在は活動し、ほかの国際機関、WHO等とも連携をしながら宣言文の策定や、今後、宣言文に基づいた、その

考え方の普及や、あるいはその実践についての参考資料の作成等を現在行っている状況でございます。

以上、現在における国際機関、といいましてもユネスコ中心でございますが、現在、行われている内容について少しお話をさせていただきました。以上でございます。

（薬師寺会長）森崎先生ありがとうございました。

同意やインフォームド・コンセントはまことに重要なことで、我々も報告書の中にインフォームド・コンセントを入れましたけれども、その中身はいろいろなところでいろいろな言い方があるし、非常に細かく考えますと、なかなか統一的な、いわゆる枠組みみたいなものは難しい。しかしながら、ユネスコの中でつくっていただくと、我々はそれを一つの模範として議論ができるわけですので、そういうような重要なご活躍をしているんだと思います。

それでは、残りの時間が10分以内でございますけれども、ちょっとご議論をしたいと思います。ご質問何かございましたら。

（高木専門委員）「同意」についての報告というところの、国際標準化の模索の（3）というところに、同意能力の欠如事項となっていまして、精神障害の場合は表明された同意判断を無視することはできないと書いてある。学習障害の方は、利益を代弁するもの、これはいわゆる代諾者を置くということですか——になると思うんですけども、精神障害の場合は同意判断を無視することはできないというのは、精神障害を持った方が表明された同意を、同意と判断するのか。「無視することはできない」というのは、どういう意味かよくわからないんですが。

（森崎専門委員）ちょっと私の語学能力も悪くて、和訳を示したので、必ずしも適切な訳になっていないかもしれませんが、ここに書いた意味は、無視することができないというのは、精神障害であるということで、その人が何らかの判断をしたことを全く考えないで、ほかの方が、代理人が判断をするということではいけないのではないかと、ということです。

すなわち、本人が精神障害だからといって、その同意判断の、それは難しいところですけども、精神障害のある方が表明をした判断というのは、本人にとってももちろん客観的あるいは第三者から見ると、いい場合もあれば、悪い場合もあると思います。そのときに、第三者の判断をもって、一人の人が判断をもって、本人ではなくて、代理人あるいは代諾者の方が判断をしていいというわけではなくて、やはり本人がどう考えているのかということを考えながら、ほかの人がその考え方を決めていくということ。

これは例えば小児の場合に、小児意思の判断もやはり取り入れるというのが日本の研究の場合にもあることだと思いますけれども、親が決めれば、子供が

嫌だと言っても受けられるというものではないという考え方がございますけれども、それと同じ考え方、精神障害という診断でもって第三者の考え方だけで同意として判断をすることは不適切なことがあり得るということをもって、この和訳にさせていただきます。

(薬師寺会長) 何しろ国際機関における条文というのは妥協の産物ですので、なかなか難しいんですけども、森崎先生、要は精神障害とか小児の方も、嫌だと言ったら、それを考慮しなければいけないと、そういう意味ですね。

(森崎専門委員) そういうことです。

(薬師寺会長) ほかにいかがでしょうか。

(相澤総合科学技術会議議員) 全体的なイメージをはっきりと示していただいたので、大変勉強になりました。

1つ教えていただきたいのですが、今議論になっております同意についての国際標準化という、この「国際標準化」についてであります。標準化と言いますと、例えば今のようなことに、ここが判断基準の水準であるとか、これの上なのか下なのか、イエスかノーかと、そういう意味の水準を示していくということではないか。ここで言うておられる国際標準化というのは、どういうデフィニションでの標準化なのか、そこを教えていただければと思います。

(森崎専門委員) これにつきましては、ユネスコの書き方というよりは、私があえて個人としてつけさせていただいた言葉で標準化ということであるということ、まずお断りさせていただきます。

この報告書の国際標準化という意味は、議論の中では下支えをするという意味で原理原則や、あるいは報告書の策定をするということをごさしまして、すなわちどのような形の同意をとったかということについて、どの国の判断や、あるいはやり方においても、このラインは国際的に皆が受け入れられるレベルとしては、やはりあった方がいいと考えられる点を示すという意味での標準化という言葉でございます。

標準化というのは、私が書いただけで、ユネスコでスタンダリゼーションと言ったわけではありませんということをお断りした上で、この議論あるいは宣言をつくるときには、ここより下の部分はないように世界各国がするべきではないかというところが議論の出発点だということだというふうにご理解いただければ幸いです。

(薬師寺会長) ほかにいかがでしょうか。

(田村専門委員) ありがとうございます。

同意の話なので、ちょっとずれる質問なのかもしれないんですけども、同意をとるときには、こういう副作用もありますよということをとくさんお話して同意をとるんですけども、実際、研究が終わった後に結果をお知らせする

というところで、本人に余り直接関係ない場合はもちろん結果をお話しするという事はないんだろうと思うんですけども、まずい結果があった場合に、それを知らせますというところまでは、なかなか踏み込んでいないんだろうと思うんです。

きのうの「ニューヨークタイムズ」の記事か何かに出ておりましたけれども、体に直接埋め込むとか使うような機器でうまくいかなかった場合に、それをほとんど参加者には事後的にお話ししていないので、それが非常に問題じゃないかというふうな記事が載っていたと思うのです。同意をとる場合に、もちろんうまくいくだろうと思って研究なさるので、うまくいかなかった場合にどうしますというのを、情報として流すべきなのかどうか問題だとは思いますが、結果をどこまで、たとえ不利な結果であってもお伝えしますというふうなことは、同意をとるときの情報には入らないのでしょうか。その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

(森崎専門委員)そこは議論のあった点でございまして、お手元にもございませうけれども、国際標準化の模索という何枚かの中の(1)の情報の量というところに実は少し書いてございませうが、医療においては特に予想される利益とともに副作用の可能性、代替手段の可能性・利益・不利益というところも情報としては含めるべきであろう。それをもって十分な情報である。研究についても、予想される利益とともに、関係をする不利益というものを、やはり同意を受けるときに提供する情報としては必要な事項として記述をしております。

ただ、それは文言で言うのは簡単ですけども、当時、研究を開始するときには予想されるものと、実際に事後的にあるいは研究を、あるいは医療を実施する中で次第に明らかになってくるものというのも確かにございませうので、それをどのようにして伝えるべきなのか、あるいは公表するべきなのかということについて、その方策について具体的な方法まで踏み込んで記述は、残念ながらできておりませんが、ここに利益だけではなくて、副作用や、あるいは関係をする利益、あるいは代替手段があるのか、ないのか、代替手段をとったときにどう利益があるのか比較して、どう不利益があるのかということについても情報の中には含めるべきだという項目としては踏み込んでおります。

(田村専門委員)ありがとうございます。

(薬師寺会長)ほかに。

樋口先生。

(樋口専門委員)先ほどのご質問とちょっと関係するんですけども、例えばこの同意に関するこういう文書というのが、今月、ユネスコの総会で議論されて採択されるかもしれない。同じように別の課題についても、最後のところでどんどんやっていくんだという、この文書の性格づけの話を少し、もう一言伺

えればいいと思うんですけれども。

私の考えているのは、ここで考えられているのは、例えば同意について言えば、同意については少なくともこれだけという最低限度のものを何らかの形でユネスコで考えてみたんだということなのか、あるいはもう少し上といただきますか、こういうところまで行きたいというんですかね、そういうようなところを考えておられるのか。何点か、そういうことなんですけれども。

具体的にさらに言うと、この報告まとめ（2）のところで幾つかの点、これは例示ですので、私もちょっと英文をぱっぱと読んでいるわけではないので、今、初めてのあれですが、まず診療における同意の最も重要な側面は何かという。もちろん同意を得ることが診療においては大事ですよと書いてあって、英文でいうと22ページのところです。その中でも、しかし以下のような5つの点に留意する必要があるという言い方ですよ。そこで4のところで、やっぱり診療において、何らかの形の患者が同意をしたというんですけれども、第三者、とりわけ家族への影響ということも考えないといかんよとはっきり書いてあるし、それからその同意された診療が健康保険の対象にちゃんと入っているのかどうかという経済的な影響のことも考えないといかんということを考えると、やっぱり個人の単純な自己決定みたいな話だけで同意は終わっていないということを言っていると思うんですよ。

次の生命医科学研究の方に行くと、研究対象が健康人か、あるいは研究参加の患者の方についても利益を受ける部分があるのかどうかというのは、結局のところ参加者に対する不利益、利益という話を非常に重要視しているんですけれども、じゃ、利益を受けなければ、一切そういう人は参加できないのかとか、健康人は参加できないのかという、そういう話にもなっていないくて、こういう点は一応留意する必要があるということだけを言っているだけ。

さらにもう1点ついでに言うと、これは、疫学研究で日本でも問題になっているので、既に取得している情報というのを全然使えないかということ、それはそうではないよということをここではっきりしていますよね。そういうことが、現在のミニмумラインとして何らかのことをユネスコで定めようとしているのか。あるいはミニмумではなくて、もう少し上のといただきますか、現状はそうではないかもしれないけれども、到達目標というか、そういうふうな観点のことを考えておられるのかということでもちょっとお聞きしたいということです。

（森崎専門委員）重要かつ大変なご質問だと思いますけれども、両方の側面について記述をしたいということで始まったことは事実でございます。

先ほどもちょっと薬師寺先生からも言われましたけれども、これは国際的なコンセンサスでつくらなければならなかったもので、やはり最低点はここであるということは明示したいということが出発点になります。その上で、どうあ

るべきかということについても、この私の属する委員会の中では各自知恵を絞り、またこうあるべきだということについてコンセンサスが得られたものは記述しています。

ただ、難しい側面は、やはり国際機関での議論を出すとなりますと、それがどのような影響力あるいは拘束力を持つか、持たないのかというところが議論になりますので、こういったところであるべきだという考え方は理解できても、それを実践をできないところ、あるいは現状で実践ができない国、あるいは実践が困難な社会に対してどう配慮をするのかということも、やはり記述をしたり、あるいは表現を弱めたりする必要があるということで、到達目標はこうあるべきだという点をとところどころ散りばめながら、ただ、結果的に最後にも少し書きましたけれども、この報告は包括的でもなければ、指示をするような解説でもないという文言をつけざるを得なかったというところが、そこにあらわれてしまっているというふうに理解をしていただきたいと思います。

ただ、希望としましては、策定をする際には、やはり特に医療も研究も今はボーダーレスでございますので、そのボーダーを越えて行うことができるように、あるいはその利益を患者さんが受けられるようにするためには、こういった下地はどの国でも共通だという認識を持ってもらいたい。その上で、あるべき姿というのをきちんと示して、そこに到達できる道筋を、やはり各国あるいはそれぞれの社会が努力していただきたいという点をメッセージしたい。その中で国との関係、あるいは社会との関係で合意のできた点については記述できるけれども、そこに至らなかったものは、残念ながらそこに記述されなかったというのが現状であるという理解をしていただければと思います。

（薬師寺会長）そろそろ時間が過ぎていきますので、よろしゅうございますでしょうか。

非常に重要な点を法律家の樋口先生がご質問した点を、私も思っていました。ちょっと例がよくないんですけれども、我々は科学技術基本計画をつくりましたが、それを具体的にどうやって動かすかというのは、なかなかその中に書き入れられないということがあります。そういうものを動かすときには、違う運用の、法律家から言うところの運用の細目が必要なわけです。しかし、国際機関のいわゆるフレームワークというのは、ある種のリミットがあるかもしれません。ただ、インフォームド・コンセントの問題はどこの分野でも非常に重要になってきているので、やはり何かユネスコに対して森崎先生のところの委員会にも、もうちょっと具体性を持ったある種の指針みたいなのができると、我々が実際にいろんなことを決めるときにも、社会的な規範をつくるときでも参考になるということで、今日はありがとうございました。

秋葉先生と森崎先生に国際的ないろいろな枠組みがどういうふうになってい

るかというお話を伺えました。これで終わらせていただきたいと思います。

（薬師寺会長）今回の議事録については皆様にご確認をいただいた後、公開させていただくことにいたします。次回は調整中でございますので、また細目が決定し次第、ご連絡を差し上げたいと思います。

今日はお忙しいところありがとうございました。

—了—